

入札説明書（再度）

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した
物件の解体・撤去工事

●内訳

入札説明書（再度）

入札書

委任状

予算決算会計令（抜粋）

経済産業省入札心得

工事請負契約書（案）

工事仕様書

適合証明書様式（入札適合条件・様式1・2）

平成19年8月

資源エネルギー庁

入札説明書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室

資源エネルギー庁の調達契約に係る入札公告（再度）（平成19年8月1日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 工事名

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

(2) 工事場所

岩手県岩手郡雫石町西根から雫石町長屋地内

(3) 工事概要

岩手県岩手郡雫石町西根から雫石町長山地内に設置してある原熱水分岐施設等を解体撤去後跡地を設置以前の状態へ復帰する工事一式

(4) 工期 自 契約締結日から

至 平成23年2月28日

(5) 入札方法

① 入札金額はいっさいの諸経費を含む総価とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成19・20年度競争参加資格、経済産業省の工事契約についての資格の等級の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

(4) 建設業法による建設業の許可（「建築工事業」及び「とび・土工工事業」）を持つ者であること。

(5) 本入札公告の日から開札の時までの期間に経済産業省所管補助金交付等の停止及び

契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる要件のいずれにも該当しないこと

(6) 入札説明会に参加した者であること。

(7) 下記3. (1)の適合証明書の技術審査において合格した者であること。

3. 入札者に求められる義務（技術審査資料等の提出）

(1) この一般競争に参加を希望する者は、資源エネルギー庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に正1部、副1部を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された適合証明書は、資源エネルギー庁において技術審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

(2) 上記2. (3)を証明する資格審査決定通知の写し1部を適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

4. 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係

電話：03-3501-1719（ダイヤルイン）

i 担当：浜田 孝幸

ii 担当：近藤 一男

5. 入札説明会の日時及び場所

① 入札説明会日時 平成19年8月20日（月）13時00分から14時00分

② 入札説明会場所 〒020-0585 岩手県岩手郡雫石町長大鉢森38番地4
岩手県屋内温水プール〔愛称 ホットスイム〕会議室
電話019-693-3751

※ 資料準備の都合上、入札説明会参加希望者は8月17日（金）12時00分までに上記4. (1) i iiの担当部局へその旨連絡してください。

6. 現場説明会

平成19年8月20日（月）13時00分から行う入札説明会に参加する者に対し
現地説明会を実施する。

7. 現地説明会の日時及び場所

① 現地説明会日時 平成19年8月20日（月）14時30分から16時35分

② 現地説明会場所 岩手県岩手郡雫石町西根から雫石町長山
詳細は参加者に対し後日連絡を行う。

8. 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記4. (1)の交付場所、上記4. (2)の入札説明会及び経済産業省
資源エネルギー庁ホームページ上において交付する。

※ 事前に入札説明書の交付を受けた者は、入札説明会に出席の際に交付を受けた入
札説明書を持参してください。

9. 適合証明書等の提出期限、日時及び提出場所並びに提出先

平成19年8月27日（月）12時00分

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係

上記4.(1) i ii の担当部局へ提出してください。(郵送による場合は必着のこと。)

10. 入札及び開札の日時及び場所

次の日時場所に直接持参すること。

① 入札日時 平成19年8月31日(金) 13時30分

② 入札場所 〒020-0585 岩手県岩手郡雫石町長大鉢森38番地4
岩手県屋内温水プール〔愛称 ホットスイム〕会議室
電話019-693-3751

開札は入札終了後、直ちに行う。

11. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。

ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14. その他の事項は、経済産業省入札心得の定めにより実施する。

15. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

16. 契約書作成の要否

要

17. 支払の条件

別添契約書(案)による。

18. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

19. 契約担当官の氏名並びにその所属する部所の名称及び所在地

支出負担行為担当官 資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 安藤 久佳

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

20. その他

(1) 競争参加者は提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の負担において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) この調達に関する照会先

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1719 (ダイヤルイン)

FAX 03-3501-1736

- i 担当：浜田 孝幸
E-mail hamada-takayuki@meti.go.jp
- ii 担当：近藤 一男
E-mail kondo-kazuo@meti.go.jp

(様式)

平成 年 月 日

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

入札金額 ￥ _____

入札事項 地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知のうえ入札いたします。

委任状

平成 年 月 日

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

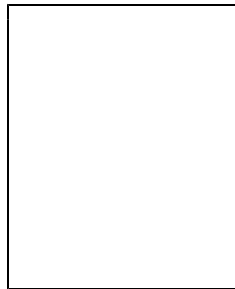
私は、下記の者を代理人と定め、地熱発電所有効利用調査（零石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事に関する一般競争入札に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項 1. 入札（見積）に関すること
2. 開札の立会に関すること。

記

代理人氏名

代理人使用印鑑



【見本】

入札日を記入してください。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

捺印してください。

住 所 東京都○○区○丁目○番○号

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

(代理人の場合) ○○県○市○丁目○番○号

商号又は名称 株式会社 ○○ ▲▲支店

代理人名 ▲▲支店長 ○○ ○○ 印

入 札 書

消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

入札金額 ￥○, ○○○, ○○○. —

入札事項 ○け○ん○め○い○○○○○○

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知のうえ入札いたします。

【見本】

委任状

入札日又はその日以前の日を記入してください。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

捺印してください。

住 所 東京都○○区○丁目○番○号

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、○け○ん○め○い○○○○○○に関する一般競争入札に関し、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項 1. 入札（見積）に関すること

2. 開札の立会に関すること。

記

代理人氏名

○○ ○○

代理人使用印鑑



(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

経済産業省入札心得

(趣旨)

第1条 経済産業省の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令及び経済産業省電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合における「電子入札システム利用規約」（以下「利用規約」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、電子入札システムにより入札書を提出（以下「電子入札」という。）しなければならない。ただし、電子入札によりがたい者は、入札書を直接提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(電子入札)

第6条 電子入札を行う場合は、利用規約に同意し、電子入札システムの導入説明書に定める利用者申請の手続を行い、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札書データを提出しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書データとは別に当該義務を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）データを提出しなければならない。

なお、証明書に添付する書類（以下「添付書類」という。）については、「紙」により契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等という。以下同じ。）に提出することができる。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、電子入札システムの導入説明書に定める委任手続を行わなければならない。

(直接入札)

第7条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合に

において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等に提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第10条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第12条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第13条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合

の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第18条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第19条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

工事請負契約書 (案)

1. 工 事 名 地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事
2. 工 事 場 所 岩手県岩手郡雫石町西根から雫石町長山地内
3. 工 期 (自) 平成▲▲年▲▲月▲▲日
(至) 平成▲▲年▲▲月▲▲日
4. 請 負 金 額 金○○,○○○,○○○円
(内:本体価格 ○○,○○○,○○○円)
消費税額等 ▲▲▲,▲▲▲円)
5. 契 約 保 証 金 全額免除
6. 支 払 条 件 各年度毎に検収日後40日以内まで払い

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と受注者 株式会社○○ (以下「乙」という。) は、次の契約条項により、この工事請負契約を締結し、この契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 ○○ ○○

乙 住 所 東京都東京区○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社 ○○ ⑩
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ ⑩

契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の請負工事に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約条項及び設計図書に特別に定めがある場合を除き、仮設、工法等工事を完成するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定めることができる。

(請負代金内訳書及び工程表)

第2条 乙は、契約締結後、速やかに、設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成して甲に提出しなければならない。

2 甲は、内訳書及び工程表について、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めたときは、乙と協議するものとする。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3. 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第4条 乙は、工事の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3. 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。

(委任者又は下請負者の通知)

第5条 乙は、工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲に対し委任者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知をしなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に関し知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は、個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第4条第2項に規定する下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者を定め、甲に通知するものとする。また、現場代理人等を変更したときも同様とする。

2 現場代理人はこの契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく乙の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(現場代理人等に対する異議)

第9条 甲は、現場代理人、専任の主任技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者で工事の施工又は管理につき著しく、不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事の変更中止等)

第10条 甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合において、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 第2条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(不可抗力免責)

第11条 乙は、天災地変その他不可抗力によって生じた工事の遅延又は、不履行については、その責に任じないものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第12条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第13条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第14条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第15条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機に措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
 - 4 第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第16条 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に損害が生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち、工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。
- 2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
 - 3 前二項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において

は、甲乙協議しその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害等)

第17条 天災その他の不可抗力により、工事の出来高部分、工事仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料又は建設機械器具類に損害を生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なく、その状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、天災その他の不可抗力によって生じた損害の取りかたづけに要する費用を負担するものとする。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、この限りではない。

(検査)

第18条 乙は、毎年度工事が完了したときは、その旨を書面をもって甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して14日以内に乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。

3 乙は、工事が前項検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前二項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第19条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって毎年度請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内(以下「約定期間」という。)に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第20条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料(監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。

この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わ

なければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10 - 前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第21条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は次のとおりとする。

平成19年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成20年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成21年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成22年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成19年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成20年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成21年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

平成22年度 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第22条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9/10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

19年度	2回
20年度	2回
21年度	2回
22年度	2回

(中間検査)

第23条 甲は、必要がある場合には、工事施工の途中において、甲の指定する出来高部分について検査を行うことができる。

(解体撤去物件の管理)

第24条 乙は、工事の施工により発生した機器及び産業廃棄物を除く解体撤去物件(以下「機器等」という。)については、甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項に掲げた機器等の工事施工範囲は、設計図書に定めるところによる。

3 乙は、前二項の機器等を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率により計算した額とする。

(甲の解除権)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がなくして着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 正当な理由がなくして第2条に規定する期間内に内訳書若しくは工程表を提出しないとき又は再提出の要求に応じないとき。

四 前三号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第24条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、工事の出来高部分で検査に合格したものについて、甲は、その出来高部分に対する請負代金相当額を支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

第27条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第28条 乙は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、契約を解除することができる。

一 第10条第1項の規定により工事を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。

二 第10条第1項の規定による工事中止の期間が工期の1/2以上に達したとき。

三 甲が契約に違反し、その違反により工事を完了することが不可能となったとき。

2 第22条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(紛争の解決)

第29条 この約款の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)の斡旋又は調停によりその解決を図る。

第30条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定に拘わらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の公表)

第31条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(協議)

第32条 本契約に関し、疑義を生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

工 事 仕 様 書

平成19年8月

資源エネルギー庁

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

工事仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、昭和55年度から平成6年度地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事に適用するものとし、本特記仕様書に記載のない事項については「岩手県県土整備部編平成18年4月1日以降土木工事共通仕様書（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）」及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書平成18年度版」を準用するものとする。

第2条 工事場所

工事場所は、岩手県岩手郡雫石町西根から雫石町長山地内とする。

第3条 撤去解体工事対象施設

撤去解体工事の対象施設は、次のとおりとする。

- （1）原熱水分岐施設
- （2）原熱水輸送施設
- （3）交換用水取水施設
- （4）熱水造成施設
- （5）還元施設
- （6）輸送施設
- （7）配湯施設

第4条 工事期間

全体工事期間は、次のとおりとする。

自 契約締結日から
至 平成23年2月28日

2 工事時期、時間の制限

- （1）一般県道西山生保内線の冬期間通行止めにより原熱水分岐施設、交換用水取水施設、熱水造成施設、造成熱水輸送施設の一部の撤去解体工事については、概ね12月1日から4月30日までは休工とすること。ただし、諸事情により工事を継続する必要があるときは発注者と協議し、道路管理者の許可を得た場合は、この限りでない。
- （2）熱水造成施設及び造成熱水輸送施設の撤去解体工事に当たっては、付近に生息が確認されている希少猛禽類（クマタカ）の生息環境への配慮のためコンディショニング期間を設けることがある。

第5条 工事範囲および工事概要

工事範囲は、第3条の撤去解体工事対象施設のうち、地上に露出するプラント類、配管類、ケーブル類、マンホール、フェンス、水管橋、コンクリート水槽類、土木構造物の一部及び建築物（電気設備、機械設備を含む）の解体撤去及び跡地の原形復旧等を行うものである。

2 工事概要

工事概要は次のとおり。（詳細については、別紙数量表による）

施設名	工事概要	備考
(1) 原熱水分岐施設	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク類、鋼製架台・歩廊類の撤去 ・配管類の撤去 ・バルブ類の撤去 ・電計計装類の撤去 ・コンクリート基礎類の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート叩き、コンクリート擁壁、側溝類は、残置。
(2) 原熱水輸送施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1号（鳥越）トンネル共有施設のため残置。 ・南白沢水管橋は共有施設のため残置。 ・原熱水輸送管、配管架台は、有効利用のため残置。 ・2号（南白沢）トンネル有効利用のため残置。
(3) 交換用水取水施設		
①取水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート枠の撤去 ・埋め戻し、エアームタル充填 ・枠内部の配管、バルブの撤去 ・スクリーン、階段、手摺り、受電盤、水位計、フェンスの撤去 ・護岸（ブロック積工） ・植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工作物は、地下1.5m程度まで撤去。 ・コンクリート枠内部の空洞部にはエアームタル、土砂等を埋め戻す。
②交換用水管	<ul style="list-style-type: none"> ・松沢水管橋撤去（橋台含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管は残置。

(取水施設から浄水場)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋添架配管撤去 ・露出配管撤去 ・ケーブル、電柱撤去 	
③交換用水管 (浄水場から熱水造成施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・露出配管、1号トンネル内配管は有効利用のため残置
④浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・着水槽、薬品沈殿池、排泥池、浄水池、汚泥濃縮槽、電気室・ポンプ室、天日乾燥床、熱水ピット、空冷復水器、水冷復水器の本体、上屋、内部の電気・機械設備の機器類撤去 ・場内の露出配管、通信ケーブル、バルブ類、門扉、舗装の撤去 ・水槽類の空洞部埋め戻し。 ・場内の整地、覆土。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川側の護岸工、防護柵は残置 ・コンクリート水槽類の撤去は地下10cm程度まで撤去。
(4) 熱水造成施設		
①熱水造成施設	<ul style="list-style-type: none"> ・制御棟、PH調整棟、プレハブ棟、その他の建築物撤去 ・コンクリート水槽類、コンクリート基礎類の撤去 ・タンク類、鋼製架台・歩廊類の撤去 ・配管類、バルブ類の撤去 ・電気計装類、機械設備、ケーブル類の撤去 ・舗装、融雪配管の撤去 ・覆土、植林 	<ul style="list-style-type: none"> ・防音、目隠し工設置。 ・敷地内の土留め擁壁、法面保護構造物、排水溝の一部残置。
②進入路 (取付道路)		<ul style="list-style-type: none"> ・進入路は有効利用のため残置
(5) 還元設備	<ul style="list-style-type: none"> ・還元設備のうち、R-1、R-4、R- 	<ul style="list-style-type: none"> ・R-2、R-3、R-

	1 2 の 3 孔を埋孔	6、R-7、R-8、 R-9、R-10は有効利用 ・還元ライン配管及び架台基礎は有効利用。
(6) 造成熱水輸送施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号（青倉）トンネル内配管撤去 ・ 4号（葛根田）トンネル内配管撤去 ・ 3号、4号トンネル出入口閉塞 ・ メグリ沢水管橋、有沢水管橋撤去 ・ 伸縮管ピット（マンホール）の上蓋コンクリート（スラブ）取壊し、内部伸縮管撤去 ・ 県道敷地内の埋設配管内にエアーモルタル充填、舗装復旧 ・ 急傾斜部露出配管撤去（造成熱水輸送管、振替補給水管共） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メグリ沢水管橋撤去時、防音、目隠し工設置 ・ 急傾斜部の階段工残置。 ・ 県道（新玄武橋）に添架している配管は有効利用のため残置
(7) 配湯施設		
①配湯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温貯湯槽タンク、工業団地用貯湯槽タンクの撤去 ・ 鋼製架台・歩廊類等の付属設備の撤去 ・ 露出配管類、バルブ類の撤去 ・ 脱気器、冷却塔、その他のタンク類の撤去 ・ 施設内の防液堤、立入防止柵、門扉、側溝等の工作物の撤去 ・ コンクリート舗装（融雪配管含む）、縁石、排水側溝の撤去 ・ 混合調整水槽、冷却塔下部の水槽の撤去及び土砂埋め戻し ・ 管理棟、その他の建物の撤去 ・ 管理棟内部の電気・機械設備の機器類、事務機器類の撤去 ・ 場内整地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下埋設コンクリート構造物は、地下10cm程度まで撤去
②送水ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水ポンプ室建屋撤去 ・ 建屋内配管、電気・機械設備の機器類の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋は、地下10cm程度まで撤去後、土砂

	撤去 ・建屋下部の水槽の土砂埋戻し ・場内の舗装、側溝、門扉、フェンス、電気引き込み柱の撤去 ・整地、原形復旧	で埋戻し
③地下水輸送管	・空気弁、河川横断部の配管撤去（コンクリート基礎含む） ・原形復旧	・町道埋設配管は残置

3 工事範囲外の構造物

- (1) 地形を安定させるために設置した法面保護工作物、排水用の側溝等。
- (2) 地下に埋設されている配管。
- (3) コンクリート製の基礎、水槽類、橋台・橋脚等のうち、概ね地下1.5mより深く埋設されている部分。（場所によっては、地下10cm程度）
- (4) 有効利用が予定されている原熱水輸送施設、還元井戸の一部、玄武大橋に添架している造成熱水輸送管、配湯施設の一部である1号、2号、3号取水井戸。
- (5) 民間会社との共有施設。
- (6) 配管用トンネル本体（3号トンネル、4号トンネル出入口の閉塞は行う）。

4 産業廃棄物の処理

- (1) 撤去工事で発生するコンクリート殻、アスファルト殻は、施設場内より搬出し、受入処分場で適正に処分すること。
- (2) 建築物で使用されているボード類のうち、アスベスト含有が不明な材料については、発注者と処分方法を協議すること。
- (3) 配管、タンク等の保温材のうち、アスベスト含有が不明な材料については、発注者と処分方法を協議すること。
- (4) 原熱水分岐施設から熱水造成施設までのタンク類、配管類、バルブ類の内部に砒素分が残留している可能性のあることから、その調査、除去処分方法を協議すること。

5 スクラップの処分

撤去工事で発生するスクラップについては、設計額から控除していることから請負者が自ら売却するものとする。

第6条 設計変更等

発注者が明示した数量については、原則変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した数量及び施工条件により難しい場合は協議の上変更する場合がある。

2 協議の上変更対象となる場合の主な内容

- (1) 明示した数量のうち、発注者の事情により工事範囲を変更する場合の数量
- (2) 環境への配慮等のため、新たに対策が必要となった場合の対策費用
- (3) 解体物のうち、アスベスト含有が不明な材料の調査費用及び処分費用
- (4) 砒素等の有害物残留調査費用及びその処分費用
- (5) 復元工法のうち、緑化の種子、覆土や埋め戻し材料が周辺環境に合致しないと認められた場合の種子、埋め戻し材料の変更

第7条 周辺環境への配慮

- (1) 工事範囲内に希少猛禽類（クマタカ）の生息が確認されていることから、工事にあたっては、別途設置されている「熱水供給施設撤去に係る環境影響検討会」での意見等を参考に施工時期の検討、騒音防止対策など必要な措置を行うものとする。
- (2) 工事範囲内は十和田八幡平国立公園内及び隣接地であることから、工事範囲以外の踏み荒らしなどを防止し、希少植物等への配慮を行うこと。仮設敷地や工事用道路が必要な場合は、発注者と協議すること。
- (3) 原形復旧のため、整地や埋め戻し等を行う場合は、埋め戻し材料や植生、植林の方法など発注者と協議すること。

第8条 各施設の工事着手順位

工事着手の順位は、監督員と協議するものとするが、配湯施設から熱水造成施設を先行して工事を行うものとし、原熱水分岐施設から交換用水取水施設については、別途行われる環境調査を実施後に工事を行うものとする。

また、配湯施設にある管理棟の撤去工事については、施設建設時の関係資料が保管されているほか、撤去工事の拠点施設として利用することから、最終年に撤去するものとする。

第9条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を別紙の様式を作成し、記録して報告するものとする。

第10条 下請調書の提出

請負者は、工事の施工に当り下請契約を締結する場合には、下請調書を提出しなければならない。

第11条 道路上で行う工事等に伴う交通規制

請負者は、道路上で行う工事等に伴う交通規制を実施する場合は、発注者が道路利用者に通知する交通規制通知に必要とする交通規制の場所及び期間等について、監督職員と原則として交通規制を開始する2週間までに協議し決定するものとする。

- 2 請負者は、道路上で行う工事等に伴う交通規制を実施する場合は、「保安施設設置基準（平成18年7月3日以降適用）」及び「工事標示板及び迂回路の施設（平成18年7月3日以降適用）」によるものとする（※）

（※）「保安施設設置基準（平成18年7月3日以降適用）」及び「工事標示板及び迂回路の施設（平成18年7月3日以降適用）」は、岩手県県土整備部建設技術振興課ホームページ（下記URL）を参照すること。

http://www.pref.iwate.jp/~hp0610/03gi_jutukikaku/10ko%20siyou/0%20ko%20siyou.htm

- 3 請負者は、保安施設、工事標示板及び迂回路の施設の設置について、予め監督職員の承諾を得るものとする。

- 4 請負者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

第12条 疑義

本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度発注者と協議すること。

○ 共通仕様書補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち主なものを下表に示す。

また、下表で提出区分の欄に印しの有るものは本工事に伴い、提出しなければならない書類である。

なお、書類の様式は共通仕様書による。

提出区分	名 称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
○	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕 1-1-5	契約書第3条
○	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	1部	共仕 1-1-6	1部は返却
○	CORINS工事カルテ受領書	工事加付受領書がの写しが届いたら速やかに	1部	共仕 1-1-7	
○	再生資源利用計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕 1-1-21	建設副産物適正処理推進要綱
○	出来形数量	別途指示	1部	共仕 1-1-23	
	品質証明書類	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1-1-24	
○	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1-1-29	着工前、完成時のみ2部 「土木工事施工管理基準」
○	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1-1-29	「土木工事施工管理基準」
○	履行報告書	毎月1回監督職員の指定日	1部	共仕 1-1-30	契約書第11条
○	安全訓練等の実施状況	検査時	1部	共仕 1-1-32	

○	工事使用材料の品質を証明する資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第2章材料第2節	
---	------------------	------------	----	------------	--

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

適合証明書様式

平成19年8月

資源エネルギー庁

入札適合条件

本業務の工事請負先としては、以下の条件を満たすことが不可欠である。

1. 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成19・20年度競争参加資格、経済産業省の工事契約についての資格の等級の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
2. 建設業法による建設業の許可（「建築工事業」及び「とび・土工工事業」）を持つ者であること。
3. 過去5年間において、土木工事（解体撤去工事等）について、を受注し、施工した実績のあること。
4. 解体撤去工事等に従事した経験のある現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者を配置できる体制を有すること。
5. 担当者が、資源エネルギー庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。

以上

本件の入札に参加しようとする者は上記の1～5の条件を満たすことを証明するために、様式2の適合証明書の各項目の内容を確認できる書類等を添付した上で、資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室に提出し、資源エネルギー庁が行う適合審査に合格する必要がある。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成19年8月23日（木曜日）12時までに電話、メール又は文書で下記の資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室に提出すること。

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電 話 03-3501-1719（ダイヤルイン）
FAX 03-3501-1736
i 担当：浜田 孝幸
E-mail hamada-takayuki@meti.go.jp
ii 担当：近藤 一男
E-mail kondo-kazuo@meti.go.jp

(様式1)

平成 年 月 日

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

「地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事」の入札に関し、仕様書の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、資源エネルギー庁長官官房総合政策課長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

地熱発電所有効利用調査（雫石地域地熱熱水供給事業実証調査）により取得した物件の解体・撤去工事

No.	条件	回答
1	<p>経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成19・20年度経済産業省競争参加資格、工事契約についての資格の等級の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。（上記の資格決定の写を添付すること。）</p> <p>格付け _____（格付けを記入すること）</p>	○or×
2	<p>建設業法による建設業の許可（「建築工事業」及び「とび・土工工事業」）を持つ者であること。</p>	○or×
3	<p>過去5年間において、工作物解体工事（新築工事に伴う部分的解体工事を含む）並びにそれに伴う付帯工事を受注し、施工した実績のあること。（2～3件程度記載すること。）</p> <p>(1) 受注名称 (2) 受注先（会社、機関等の名称） (3) 受注形態（単体若しくは企業体の別） (4) 工事期間 (5) 工事場所 (6) 簡単な工事概要</p>	○or×
4	<p>解体撤去工事等に従事した経験のある現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者を配置できる体制を有すること。（現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。現場代理人・主任技術者は工事期間中同一人を拘束するものではない。人事異動等により現場代理人・主任技術者が異動した場合は後任者を配置できること。）</p> <p>現場代理人・主任技術者</p>	○or×

No.	条件	回答
4	(氏名) : (所属) : (担当技術者の略歴を添付すること。)	
5	担当者が、資源エネルギー庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。	○or×

適合証明書に対する照会先

住所 :

会社名及び所属 :

担当者名 :

電話番号 :

ファクシミリ :

電子メール :